

令和3年1月18日

保護者 様

津島市教育委員会

緊急事態宣言発令後の学校生活について（お願い）

平素から本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染者数が急増し、愛知県にも緊急事態宣言が発令されました。今回、小中学校において一斉休校措置は行いませんが、教育活動においても感染のリスクが高い学習活動を控えるなど、一層感染防止に取り組んでいきます。ご家庭におかれましても、引き続き検温・健康管理の徹底、防寒対策など、「新しい生活様式」を心掛けていただき、感染防止の取組にご留意いただきますよう、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1 基本的な感染対策

(1) 不要不急の行動の自粛

人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、引き続き、不要不急の外出の自粛をお願いいたします。

(2) 「3密」（密集、密接、密閉）の回避

3密を避けましょう。換気が悪く、多人数が集まる場所において、間近で会話や発声をする場面を避けてください。やむを得ない場合には、「換気をする」「手が触れ合う距離での会話は避ける」「大声も感染リスクを高める要因」といったことに心がけてください。

(3) マスクの着用、こまめな手洗い、咳エチケットの徹底

飛沫感染を防ぐため、普段からマスクを着用しましょう。鼻と口の両方に隙間を作らないよう正しくマスクを着用しましょう。手洗いは30秒程度かけて水と石けん等で丁寧に洗いましょう。手洗いや咳エチケットをお願いします。

2 児童生徒の学校生活について

(1) 登校前には、ご家庭で朝の検温、健康観察をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症を心配されるような症状（発熱や風邪症状等）がある場合は、登校を控え、自宅で休養させてください。

(2) 児童生徒と同居のご家族に新型コロナウイルス感染症を心配されるような症状がある場合は、児童生徒の登校を見合わせるなどのご配慮をお願いいたします。

(3) 児童生徒のみならず、同居のご家族において「PCR検査を受ける」「濃厚接触者に特定された」「検査結果が判明した」場合は、速やかに学校へご連絡ください。学校の電話が繋がらない場合は、津島市役所までご連絡ください。

○平日の連絡先 暁中学校 (0567) 31-3911

○週休日・学校閉校日の連絡先 津島市教育委員会 (0567) 24-1111

(4) 感染に関わる情報につきましては、人権尊重及び個人情報保護のため、外部に漏らすことがないように慎重に取り扱うことをお願いいたします。